

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年8月29日 14時20分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島南東方沖 肥前黒瀬灯台から真方位142° 2.1海里付近 (概位 北緯32° 39.4′ 東経129° 48.4′)
事故の概要	水上オートバイ松風は、遊走中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年12月6日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 松風、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	290-65034長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せて伊王島南方沖を約10ノットの対地速力で遊走中、船長が加速して旋回しようとした際に、同乗者が落水して海面に胸部を強打した。</p> <p>船長は、本船で落水した同乗者に近づいた後、海に入って同乗者を救助し、後部座席に座らせて帰航した。</p> <p>同乗者は、帰航後に病院を受診して右肋軟骨損傷と診断された。</p> <p>同乗者は、落水したときの記憶がなかった。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦経験が約20年あったが、本事故当時、左手の薬指を負傷しており、加速して旋回しようとした際、ふだんどおりのハンドル操作を行うことができず、加速して急旋回することとなり、同乗者が落水したと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、遊走中、船長が、左手の薬指を負傷した状態で旋回したことから、ふだんどおりのハンドル操作を行うことができず、加速しながら急旋回することとなり、同乗者が落水して海面に胸部を強打して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船長が、左手の薬指を負傷した状態で旋回したため、ふだんどおりのハンドル操作を行うことができず、加速しながら急旋回することとなり、同乗者が落水して海面に胸部を強打したことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水上オートバイの船長は、負傷し、正常なハンドル操作を行うことができない可能性がある場合には、水上オートバイを操船しないこと。</li><li>・ 水上オートバイの船長は、同乗者を乗船させている場合は、急加速及び急旋回しないように注意して操縦すること。</li></ul>
--------------	---